平成２２年（再ロ）第７号
神戸市垂水区東垂水町809番地の332―305号
再生債務者　丸毛　仁志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月10日まで
平成22年８月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第２号
福岡県柳川市大和町塩塚1402番地１　サンルート武松Ⅱ205号
再生債務者　北内　勇也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月10日まで
平成22年８月20日
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
盛岡市津志田西２丁目15番１号
再生債務者　金澤　征典
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月13日まで
平成22年８月23日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再ロ）第３号
長野県佐久市矢嶋418番地
再生債務者　小泉　孝代
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月13日まで
平成22年８月23日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２２年（再ロ）第４６号
大阪市鶴見区鶴見５丁目11番４―408号
再生債務者　山本　静子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月17日まで
平成22年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号
鹿児島市東坂元４丁目62番３号
再生債務者　石橋　浩二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年９月17日まで
平成22年８月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
福岡県太宰府市通古賀５丁目20番３号セジュールパティオ106号
再生債務者　川端　久志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第５号
神戸市北区鈴蘭台南町１丁目４番35号
再生債務者　鳥山　吉一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１１号
名古屋市千種区南ヶ丘１丁目７番５号　南ヶ丘第２宿舎Ａ棟２号
再生債務者　佐々木廣行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年８月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

厚生年金基金変更公告

大阪料飲サービス業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　大阪府大阪市浪速区敷津東二丁目二番八号
2．旧事務所の所在地　大阪府大阪市西区新町一丁目四番二四号
3．変更年月日　平成22年８月30日
平成22年８月31日
大阪料飲サービス業厚生年金基金

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十二年八月十七日
掲載頁　六十三頁（号外第一七二号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十二年八月十一日
掲載頁　九十三頁（号外第一六八号）
平成二十二年八月三十一日
埼玉県吉川市旭七番地一
（甲）株式会社丸和運輸機関
代表取締役　和佐見　勝
埼玉県秩父市下吉田五三一一番地二
（乙）秩父緑の森株式会社
代表取締役　齊藤　健吾

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ず、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年六月二十一日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　二二九頁（号外第一三四号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　一五一頁（号外第一三四号）
平成二十二年八月三十一日
東京都中央区新川一丁目二八番三八号
（甲）株式会社キーポート・ソリューションズ
代表取締役　森田　昇
東京都中央区新川一丁目二八番三八号東京ダイヤビルディング二号館七階
（乙）株式会社エス・クルー
代表取締役　森田　昇

合併公告
左記会社は平成二十二年七月二十五日付合併契約書により、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
合併をすべき時期は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年九月三日に予定しております。
ついては、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、甲乙両社の最終の貸借対照表は次のとおり公告しています。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十八日
掲載頁　八十六頁（号外第一七三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月十八日
掲載頁　八十五頁（号外第一七三号）
平成二十二年八月三十一日
東京都目黒区東山一丁目六番七号
（甲）株式会社カトレ
代表取締役　田中　芳昭
東京都目黒区東山一丁目六番七号
（乙）株式会社アルカ
代表取締役　村木　進

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　二二九頁（号外第一三四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　一五一頁（号外第一三四号）
平成二十二年八月三十一日
東京都中央区新川一丁目二八番三八号
（甲）株式会社キーポート・ソリューションズ
代表取締役　森田　昇
東京都中央区新川一丁目二八番三八号東京ダイヤビルディング二号館七階
（乙）株式会社エス・クルー
代表取締役　森田　昇